

農業者の皆様へ

令和4年産米について、
放射性物質検査の結果が判明する前の
出荷、販売、譲渡及び贈答の
自粛は不要です

麦類、大豆、そばも同様の扱いとなります

平成25年以降、宮城県産の農産物では放射性物質の基準値超過が無いことから、令和4年から穀類の放射性物質検査をモニタリング検査に移行しました。

モニタリング検査への移行に伴い、**検査結果の判明前**の出荷・販売等の自粛を要請しないこととしました。(ただし、検査の結果、食品衛生法上の基準値(100Bq/kg)を超過した場合は、流通品の回収とともに、これまでと同様に原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が地域や品目を指定して出荷制限の指示を行います。)

検査は市町村単位で実施します。

検査結果は県のホームページなどで速やかにお知らせします。

【お問合せ先】

宮城県農政部園芸推進課流通ビジネス班 022-211-2337

各農業改良普及センター

丸森町農林課

0224-72-2113